

現行の愛知県地域保健医療計画の概要について

1 根拠

医療法（昭和 23 年 7 月 30 日）

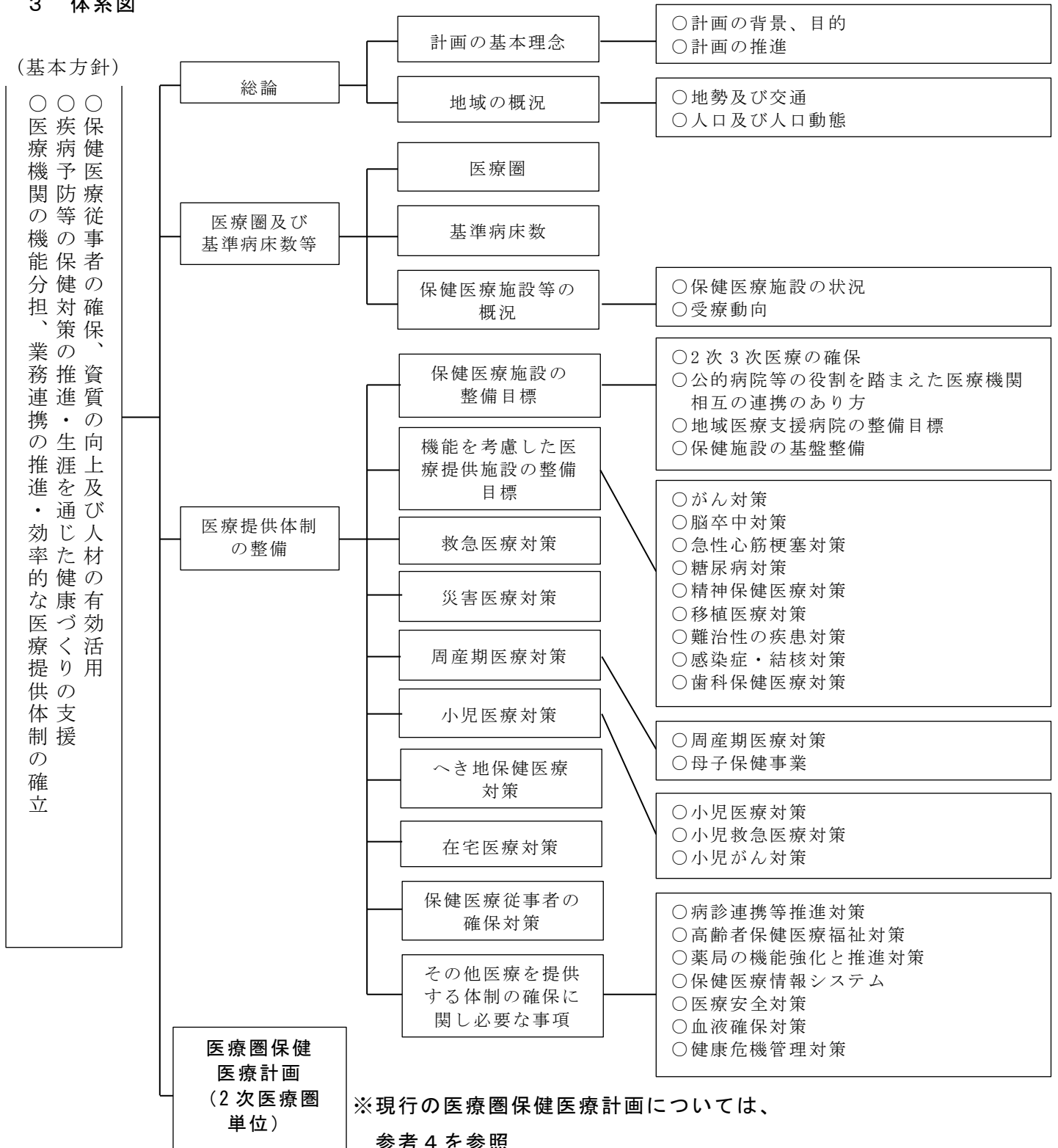
第五章 医療提供体制の確保 第一節 基本方針(第 30 条の 3)

第二節 医療計画(第 30 条の 4～第 30 条の 12)

2 計画期間

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間（基準病床数は平成 28 年度から平成 29 年度まで）

3 体系図



○計画の背景、目的
○計画の推進

○地勢及び交通
○人口及び人口動態

○保健医療施設の状況
○受療動向

○2次3次医療の確保
○公的病院等の役割を踏まえた医療機関相互の連携のあり方
○地域医療支援病院の整備目標
○保健施設の基盤整備

○がん対策
○脳卒中対策
○急性心筋梗塞対策
○糖尿病対策
○精神保健医療対策
○移植医療対策
○難治性の疾患対策
○感染症・結核対策
○歯科保健医療対策

○周産期医療対策
○母子保健事業

○小児医療対策
○小児救急医療対策
○小児がん対策

○病診連携等推進対策
○高齢者保健医療福祉対策
○薬局の機能強化と推進対策
○保健医療情報システム
○医療安全対策
○血液確保対策
○健康危機管理対策

医療審議会の組織について

